

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

記

- 1

入 札 方 式

一般競争入札
- 2

入 札 日 時

令和8年9月29日（火）11時00分
- 3

入 札 場 所

福岡県築上郡築上町西八田 航空自衛隊築城基地会計隊入札室
- 4

参 加 資 格

(1)

予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者でないこと。

(2)

令和7・8・9年度の資格結果通知書(全省庁統一資格)で「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、九州地域の競争参加資格を有する者とする。

(3)

契約担当官等から、又は防衛省としての指名停止措置を受けている期間中のものでないこと。
ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5

入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- 6

保 証 金

入札保証金 免除

契約保証金 免除
- 7

契 約 方 法

確定契約
- 8

決 定 方 式

総額決定
- 9

入 札 の 無 効

4の参加資格のない者のした入札、又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 10

契約書等作成の有無

有
- 11

適用する契約条項

航空自衛隊標準契約（請書）条項、役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12

契約条項を示す場所

航空自衛隊築城基地 会計隊契約班
- 13

入札に付する事項

品 名（件 名）	履行場所	履行期限	適要
倉庫の解体及び撤去	航空自衛隊築城基地	令和9年3月31日	入札書のとおり

- 14

そ の 他

(1)

代理人による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。

(2)

入札参加希望者は、入札日開始前までにメール等にて「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認する。

(3)

郵便による入札を希望するものは、記録に残る方法を用いて入札日前日17:00までに下記連絡先まで郵送すること。※郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。

(4)

本書記載事項の詳細、その他不明な点については会計隊契約班に照会のこと。

福岡県築上郡築上町西八田
航空自衛隊築城基地会計隊契約班 担当：肥喜里（ヒキリ）
電話 0930-56-1150（内線3468）
Mail HIKIRIsOa@inet.aci.mod.go.jp
なお、仕様書及び現場確認についての問い合わせは下記のとおり
担当：整備隊 三好
電話 0930-56-1150（内線3621）

市価調査書

令和 年 月 日

会社名

履行場所 航空自衛隊築城基地
履行期限 令和9年3月31日

	品 名(件 名)	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1	倉庫の解体及び撤去	仕様書のとおり	式	1			
2	(内訳)						
3	解体撤去工事費		式	1			
4	運搬費		式	1			
5	諸経費		式	1			
6		以下余白					
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
					計		

入 札 書

下記のとおり、「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上提出します。

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

令和8年9月29日

住 所
会 社
代 表 者 名

印

履行期限	令和9年3月31日	履行場所		航空自衛隊築城基地	
品 名（件 名）	規 格	単位	数量	単 価	金 額
倉庫の解体及び撤去		式	1		
	以下余白				
入札金額	¥				

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物 品 番 号	7102-5410-NL1305-03-001	仕 様 書 番 号	
		築基LPS-G54023	
品名又は件名	倉庫の解体及び撤去	承認年月日	令和8年7月10日
		作成年月日	令和8年7月10日
		改正年月日	令和 年 月 日
		作成部隊名	整備隊
1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊築城基地における倉庫の解体及び撤去に適用する。			
2 役務に関する要求			
2.1 履行場所 築城基地第2飛行格納庫 西側屋外（別図第1参照）			
2.2 役務内容			
a) 表1に示す物品の解体撤去及び基礎部の解体撤去作業を実施する。（別図第2参照）			
表1－物品			
物品番号	品名	数量	備考
7102-5410-NL1305-03-001	倉庫	1	寸法（2265×772×377）単位 cm
b) 基礎部の解体撤去後は、地面に突起物が無いように整地するものとする。			
c) 表1に示す物品及び撤去の際に発生した発生材等は材料別に分別し、撤去後、監督官立ち合いのもと指示する場所まで運搬する。			
d) 廃材となる鋼材及びその他の構成品は3メートル以内（基準）のサイズに収める処置をするものとする。			
e) その他の細部は監督官の指示によるものとする。			
2.3 役務履行時間帯 役務履行時間は、平日午前8時15分から午後17時00分までとする。また、やむをえず残業する場合は監督官との調整による。			
2.4 資器材等			

撤去に必要な車両，資材及び器材等は，契約相手方の準備とする。

2.5 その他

- a) 本仕様書に明記されていない事項であっても技術上通常実施すべき事項は，契約相手方の責任において実施する。
- b) ゴミ及び部材等の飛散防止を十分注意するとともに，金属等の落下防止に留意する。
- c) 撤去作業後は清掃を徹底し，監督官の点検確認を受ける。

3 監督検査

3.1 監督

監督は，直接監督方式により実施する。

3.2 検査

検査は，本仕様書に基づき検査官が契約相手方立会いのもと，撤去作業終了後の現場状況を確認する。

4 保証

役務実施上の事故等による損害は，契約相手方の責任において回復させるものとする。

5 安全管理及び保全

5.1 安全管理

- a) 契約の相手方は労働安全衛生法をはじめとするその他各種法令を遵守するものとする。
- b) 契約の相手方は基地内交通規則を遵守するものとする。
- c) 契約の相手方は，作業主任者を選定し，作業現場全ての作業管理を行わせるものとする。

5.2 保全

- a) 契約相手側は，基地内で知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。
- b) 契約の相手側は，基地内における写真撮影が必要な場合，監督官等の許可を得るものとする。また，写真，フィルム及びデータについて，当該役務終了後完全に破棄または消去し，保持しないものとする。
- c) 契約の相手方は，基地入門時にドライブレコーダーの電源を切る，または，録画出来ないように布等で覆うものとする。

6 その他の指示事項

6.1 提出書類当

- a) 契約の相手方は，契約締結後速やかに監督官と調整の上，作業工程・車両及び荷役器材等記載の計画書（任意様式）を予備日も含めて作成し，監督官に対し2部提出するものとする。

なお、変更が生じた場合にはその都度、提出するものとする。

- b) 契約の相手方は、本役務を履行するために必要な人員を示した人員届（任意様式）を作成し、監督官に対し2部提出するものとする。
- c) 契約の相手方は、土日祝日を除く作業実施日2日前の15時00分までに、作業当日の作業計画（任意様式）を監督官に提出し、必要な調整を行うものとする。

6.2 基地内共通事項

契約の相手方は、築城基地における法令及び基地で定めた規則を遵守しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

- a) 契約の相手方は、築城基地施設への立ち入りに関し、規則に元づく所要の手続きを実施し、築城基地司令の許可を受けるものとする。
- b) 契約の相手方は、官側から許可された以外の場所に立ち入らないこと。
- c) 契約の相手方は、役務履行中の物品等の保全、盗難等の防止に万全を期すること。

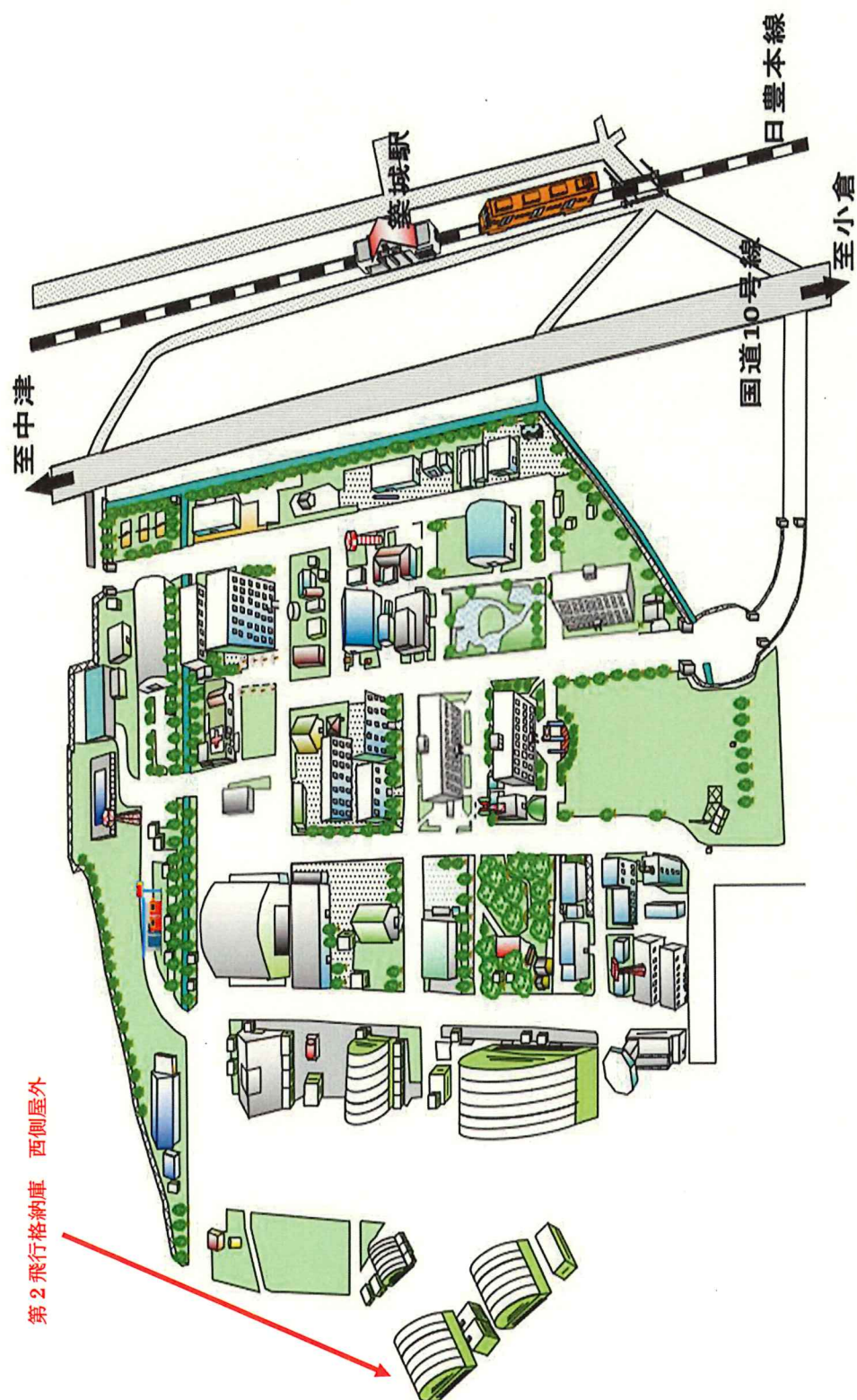
6.3 官側における支援

契約の相手方は、役務実施上必要な場合は監督官と調整のうえ、可能な範囲で支援を無償で受けることができる。

6.4 その他

- a) 基地の入出門については、築城基地規則に従い、本役務に関係のない施設及び区域へ立ち入ってはならない。
- b) 施設を損傷させた場合は、契約相手方の責任において速やかに原型に復旧させる。
- c) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合や、明示がない事項については、契約担当官と協議するものとする。

別図第 1



別図第 2」



委 任 状

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

次の者を代理人と定め、下記事項について委任します。

受 任 者	
住 所	
氏 名	⑩

記

倉庫の解体及び撤去の入札の件

令和8年9月29日

委任者(会社名)

住 所	
氏 名	⑩